

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p><u>8の6の2-4</u> 規則第8条の6の2第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」とは、投資信託等について、市場価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるときであって、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合をいい、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的とする投資信託等については、次のいずれかに該当する必要がある。</p> <p>(1) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合</p> <p>(2) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合</p> <p>(3) 当該投資信託等を構成する個々の信託財産又は資産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8の6の2-5</u> 規則第8条の6の2第5項に規定する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 規則第8条の6の2第5項第3号の記載に当たっては、次の(1)から(4)までに掲げる事項に区別して注記するものとする。</p> <p>(1) 当事業年度の損益に計上した額及びその科目</p> <p>(2) 当事業年度の評価・換算差額等に計上した額及びその科目</p> <p>(3) 購入、売却及び償還のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額により記載することができる。）</p> <p>(4) これまで投資信託等の基準価額を時価とみなしておらず、当事業年度に投資信託等の基準価額を時価とみなすこととした額及びこれまで投資信託等の基準価額を時価とみなしていたものの、当事業年度に投資信託等の基準価額を時価とみなさないこととした額</p> <p>2 上記1(1)に規定する当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益及びその科目を注記するものとする。</p> <p>3 規則第8条の6の2第5項第4号の記載に当たっては、解約等に関する制限の内容が異なる投資信託等を複数保有している場合、投資信託等の基準価額を時価とみなす判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託等ごとに集計したうえで、当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額を注記することができる。</p>	<p>(新設)</p>

8の6の2-6 規則第8条の6の2第6項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第6項第1号に規定する関連する情報には、市場リスクに関する定量的分析に基づく定量的情報の利用状況、算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。
- 2 規則第8条の6の2第6項第2号ロに規定する関連する情報には、市場リスクに係るリスク変数（市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値をいう。）の変動を合理的な範囲で想定した場合における時価の増減額の算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。

8の6の2-8 規則第8条の6の2第8項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第8項に規定する一定の期間とは、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超をいう。
- 2 有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類をいう。）ごとに注記するものとする。

8の6の2-9 規則第8条の6の2第9項に規定する一定の期間とは、例えば、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超をいう。

8の6の2-3 規則第8条の6の2第3項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第3項第1号に規定する関連する情報には、市場リスクに関する定量的分析に基づく定量的情報の利用状況、算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。
- 2 規則第8条の6の2第3項第2号ロに規定する関連する情報には、市場リスクに係るリスク変数（市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値をいう。）の変動を合理的な範囲で想定した場合における時価の増減額の算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。

8の6の2-5 規則第8条の6の2第5項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第5項に規定する一定の期間とは、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超をいう。
- 2 有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類をいう。）ごとに注記するものとする。

8の6の2-6 規則第8条の6の2第6項に規定する一定の期間とは、例えば、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超をいう。